

カードローン契約規定等の改定のお知らせ

当社では、2022年4月1日より別口座型カードローンの契約規定等の一部を改定させていただきます。同規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

(1)規定の改定内容、(2)対象となる規定については以下をご参照下さい。

(1)規定の改定内容

<主な改定内容> (括弧内の記号は下表を参照)

- カードローン契約規定の即時支払の事由(銀行からの請求不要)より「相続の開始」を削除(A)
- カードローン契約規定の上記の削除に伴い、相続開始時における以下の定めを追加
 - ・新規貸越の停止に関する定め(B)
 - ・返済の自動引落に関する定め(C)
 - ・届出事項等に関する定め(D)
- カードローン契約規定の減額・中止・解約等の方法の一部を変更(E)
- 保証委託契約規定の求償権の事前行使の事由より「相続の開始」等を削除(F)

<改定内容の詳細>

- 下表のA～Fの各条項を削除・追加・変更いたします。(取り消し線の条項を削除、下線の条項を追加、二重線の下線の条項を変更)
- 契約規定によって以下のA～Fに該当する条項が異なりますので、後記の「(2)対象となる規定」でご確認ください。なお、下表や後記の「(2)対象となる規定」に記載されている条項(条・項・号の番号や見出し)は、後記の「(2)対象となる規定」のNo.1の規定(現行の規定)を例示しており、実際に記載されている条項の番号や見出しは規定によっては異なることがあります。

記号	削除・追加・変更を行う条項
A	<p>カードローン契約規定(即時支払)</p> <p>1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの請求がなくとも、本契約による貸越元利金(損害金を含む)の全額をただちに支払うものとします。</p> <p>(1) 第9条に定める返済を遅延し、銀行からの書面による督促にもかかわらず、翌々月の返済日までに返済額相当額を返済しなかったとき。</p> <p>(2) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、もしくは特定調停の申立てがあったとき。</p> <p>(3) 借主が手形交換所、電子債権記録機関の取引停止処分またはこれに準じる処分を受けたとき。</p> <p>(4) 借主の銀行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。</p> <p>(5) 行方不明となり、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>(6) 借主が保証会社と締結した「保証委託契約規定」に基づき、保証会社から保証委託解約の通知があったとき。</p> <p>(7) 相続の開始があったとき。</p> <p>2. 次の場合には、借主は銀行からの請求によって、本契約による貸越元利金(損害金を含む)の全額をただちに支払うものとします。</p> <p>(1) 借主が、本取引以外の銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。</p> <p>(2) 借主が銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(3) 本取引に関し、借主が銀行に虚偽の届出、資料提供または報告をしたことが銀行において判明したとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、借主の信用状態・行為能力等に著しい変化が生じるなど貸越元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。</p>

B	<p>カードローン契約規定(新規貸越の停止)</p> <p>1. 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、銀行は新規貸越を停止できるものとします。</p> <p>(1) 本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。</p> <p>(2) 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により、新規貸越の停止が相当と認められたとき。</p> <p>2. 借主の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行は前項の新規貸越の停止を解除することができるものとします。</p> <p>3. 第1項の取扱いにより新規貸越が停止されている間、借主は、第9条、第10条、第11条の定めに従い返済を行うものとします。</p> <p><u>4. 借主について相続の開始があった場合は、相続の開始の届出を銀行が受けた時点で直ちに新規貸越を停止することとし、以後は次によるものとします。</u></p> <p><u>(1) 相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む、以下同じ)がある場合には、貸越元利金は銀行が別に定める返済方法に切替えた上で分割して返済することとします。なお、同返済方法への切替えが完了するまでは本契約の効力は存続するものとし、同返済方法へ切替えた日に、本契約は当然に解約されるものとします。</u></p> <p><u>(2) 相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、借主の銀行に対する貸越元利金(損害金を含む)がない場合は、同日に本契約は当然に解約されるものとします。</u></p>
C	<p>カードローン契約規定(返済の自動引落)</p> <p>1. 借主は、各返済日までに前条による各返済額相当額を指定預金口座に預け入れておくものとします。</p> <p>2. 銀行は、各返済日に通帳、請求書によらず指定預金口座から払戻しのうえ、毎回の返済にあてます。ただし指定預金口座の残高が毎回の返済額または返済遅延分に満たない場合には、銀行はその一部返済にあてる取扱いをしないものとします。</p> <p>3. 万一預け入れが遅延した場合には、預け入れがあった後銀行はいつでも前項と同様の取扱いにより、返済にあてることのできるものとします。</p> <p>4. 前3項の手續において、ほかに支払い請求があった場合または銀行に対する他の返済約定がある場合には、この支払または返済の順序については銀行の任意とします。</p> <p><u>5. 借主について相続の開始の届出を銀行が受けた場合は、本条に基づく自動引落は停止します。借主は、相続の開始の届出を銀行が受けた時点で、銀行に対する貸越元利金がある場合には、他の方法で返済するものとし、遅延した場合は第12条第1項第1号が適用されるものとします。なお、借主について相続の開始の届出を銀行が受けた後に、銀行所定の届出を行った場合は、前1項乃至第4項が適用されるものとします。</u></p>
D	<p>カードローン契約規定(届出事項等)</p> <p>1. 氏名、住所、指定預金口座の印鑑、電話番号、その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に書面で届け出るものとします。<u>また、借主に相続があった場合も同様とします。なお、届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。</u></p> <p>2. 借主が前項の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等借主の責めに帰すべき事由により、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて発送した通知または送付書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。</p> <p>3. 第1項の規定に関わらず、本契約締結に関し専用インターネット申込サイトを通じて銀行に提供された住所、電話番号その他の事項が、過去銀行に届け出た事項と異なっていた場合には、借主は、当該事項について変更があったものとして銀行に対し変更を届け出たものとします。</p> <p><u>4. 借主について相続の開始の届出を銀行が受けた場合は、本契約による請求、催告、督促その他いっさいの通知については相続人のうち一人に対して行うことで効力を発するものとします。</u></p>

E	<p>カードローン契約規定(減額・中止・解約等)</p> <p>1. 前2条各号の事由が生じた場合には、第5条にかかわらず、<u>銀行からの通知・催告を要せず、銀行はいつでも本契約を解約し</u>、もしくは本契約による貸越取引を中止し、また極度額を減額(極度額を 0 にすることを含みます)することができるものとします。</p> <p>2. 第4条第2項または前項により、本取引の極度額が減額された場合には、借主はただちに減額後の極度額を超える貸越元利金(損害金を含む)を支払うものとします。</p> <p>3. 本契約が解約された場合には、借主はただちに貸越元利金(損害金を含む)の全額を支払うものとします。</p>
F	<p>保証委託契約規定(求償権の事前行使)</p> <p>1. 委託者は、保証会社の銀行に対する弁済前であっても下記各号の事由が生じたときは、保証会社からの通知、催告等がなくとも当然に保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償債務を負い、ただちに弁済します。</p> <p>(1) 本契約規定の各条項の1つにでも違反したとき。</p> <p>(2) 仮差押、差押もしくは競売の申請または破産、民事再生手続開始、もしくは特定調停の申立があったとき。</p> <p>(3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。</p> <p>(4) 支払を停止したとき。</p> <p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(6) 委託者が銀行への住所変更の届出を怠るなど委託者の責めに帰すべき事由によって委託者の所在が不明となり、保証会社から委託者にあてた通知が銀行への届出住所に到達しなくなったとき。</p> <p>(7) 委託者が保証会社のカード会員である場合、その会員規約にもとづき会員資格を取消されたとき。</p> <p>(8) 相続の開始があったとき。(または、「本人が死亡したとき」の部分)</p> <p>(9) 刑事上の訴追を受けたとき。</p> <p>(10) 第7条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、または同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p>

(2)対象となる規定

通番	カードローン契約規定の商品名	変更する条項					保証委託契約規定	変更する条項
		A	B	C	D	E		F
		即時支払	新規貸越の停止	返済の自動引落	届出事項	減額・中止・解約等		求償権の事前行使
1	関西みらいカードローン	第12条	第6条	第10条	第21条	第14条		第4条
2	ATMカードローン	第11条	第6条	第9条	第20条	第13条		第4条
3	カードローンシンプル	第11条	第4条	第9条	第19条	第12条		第4条
4	カードローン<プラチナプラン>	第10条	第5条	第8条	第19条	第12条		第4条
5	ダイレクト・マイゲートカードローン	第11条	第6条	第9条	第20条	第13条		第4条
6	クイックカードローン_2015.5月	第12条	第5条	第8条	第19条	第12条		第4条
7	クイックカードローン_2016.5月	第12条	第6条	第10条	第21条	第14条		第4条
8	カードローン (住宅ローンセット型)	第12条	第6条	第10条	第21条	第14条		第4条
9	カードローン (マイカーローンセット用)	第13条	第7条	第11条	第22条	第15条		第4条
10	カードローン (プレミアムFLセット用)_2014.5月	第11条	第6条	第9条	第20条	第13条		第6条
11	カードローン (プレミアムFLセット用)_2016.3月	第13条	第7条	第11条	第22条	第15条		第4条
12	近畿大阪プレミアムカードローン_2014.8月	第10条	第5条	第8条	第19条	第12条		第6条
13	近畿大阪プレミアムカードローン_2015.5月	第10条	第5条	第8条	第19条	第12条		第6条
14	りそなPCL/近畿大阪PCL_2015.5月	第10条	第5条	第8条	第19条	第12条		第6条
15	プレミアムカードローン	第12条	第6条	第10条	第21条	第14条		第4条
16	近畿大阪メディカルカードローン	第13条	第7条	第11条	第22条	第15条		第4条
17	幸福クイックカードローン	第9条	-	第8条	第15条	第10条		-
18	幸福プラスカード	第10条	-	第7条	第18条	第11条		-

(注1)別口座型カードローンのうち、保証会社がりそなカード株式会社、オリックス・クレジット株式会社、株式会社オリエントコーポレーションのもので、上表に記載の規定が対象です(上表に記載のない規定も同様の変更を行います)。

(注2)約返型カードローン・総合口座型カードローンは対象外です。

(注3)上表の A または F において、今回の削除対象とする「相続の開始があったとき」または「本人が死亡したとき」等の文言が既にある場合はそのままとします。

(注4)上表の A または F において、条項が記載されていない場合は、個別に確認させていただきます。

以上